

大王グループ贈賄防止方針

大王グループは、経営理念「世界中の人々へ やさしい未来をつむぐ」の実現に向け、国際社会から信頼される「良き企業市民」であり続けるため、役員・従業員一人ひとりが行動する際の指針である「大王グループ行動規範」を制定し、社会システムの安定と公正な競争を阻害する贈賄行為を許容しないことを宣言しています。大王グループは、本方針及び「大王グループ贈賄防止規程」その他関連する社内規程等に従い、贈賄防止を徹底し、誠実かつ倫理的な経営に取り組んでまいります。

1. 法令の遵守

大王グループ各社及びその役員・従業員は、事業活動を展開する各国・地域に適用される贈賄防止に係る関連法令を遵守し、一人ひとりが高い倫理観をもって、健全な商習慣に沿って行動します。

2. 贈賄等の禁止

- (1)大王グループ各社及びその役員・従業員は、直接的または第三者を介した間接的な態様かを問わず、公務員等に対し、不当な利益を得るために金品その他の不正な利益の提供、その申込みや約束、もしくはこれらと誤解されるような行為を行いません。
- (2)大王グループ各社及びその役員・従業員は、他の民間事業者に対し、社会通念や常識を超える贈答・接待その他の利益供与を行わないとともに、利益供与を受けたり、求めたりしません。

3. 第三者の管理・記録保管

大王グループ各社は、取引先の起用、贈答・接待、寄付等を行う場合、本方針及び「大王グループ贈賄防止規程」その他関連する社内規程に基づき承認手続を行うとともに、適正な会計ルールに従った処理を行います。また、これらの手続及び処理に関する記録を適正に保管します。

4. 教育の実施

大王グループ各社は、贈賄防止に係る関連法令、本方針及び関連する社内規程の遵守のため、役員・従業員に対して定期的な教育を行います。

5. 社内相談・通報制度

大王グループ各社及び役員・従業員は、本方針に反する行為又はその疑いのある行為に関与もしくは発見した場合は、リスク・コンプライアンス担当部門又は社内通報窓口

対して速やかに相談・報告がなされる体制を確立します。

6. 推進体制・継続的な改善

(1)大王グループは、リスク・コンプライアンス担当役員の指揮の下、本方針に基づくグループ内の贈賄防止に係る推進体制を構築・維持します。

(2)大王グループは、贈賄防止に係る関連法令、本方針及び関連する社内規程の遵守状況について、定期的にモニタリングを行い、本方針、関連する社内規程及び贈賄防止体制の妥当性並びに有効性を評価し、改善に向けた継続的な見直しを行います。

7. 違反時の対応

大王グループの役員・従業員が、万が一本方針又は関連する社内規程に違反した場合、就業規則等に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じるとともに、必要な再発防止策に取り組みます。

制定：2024年1月

株式会社エリエールリゾーツゴルフクラブ

「大王グループ贈賄防止方針」の採択日：2024年3月19日

「大王グループ贈賄防止方針」の施行日：2024年4月1日

大王グループ 贈賄防止規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、「大王グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、大王グループにおける贈賄行為の防止に関する事項を具体化することにより、適用される贈賄防止関連法令への違反を未然に防止し、大王グループがステークホルダーの信頼に応えつつ、健全な成長を目指すことを目的とする。

第2条(本規程の適用範囲)

本規程は、大王グループのすべての役員及び社員(嘱託社員・契約社員・パート・派遣社員を含む)に適用する(以下、これらの者を個々に又は総称して「大王グループ役職員」という)。

第3条(定義)

本文中に別途定めるものを除き、本規程において用いられる用語の定義を以下の通り定める。

- (1)「大王グループ」とは、大王製紙株式会社及びその子会社の総称をいう。又、その個々を「大王グループ会社」という。
- (2)「公務員等」とは、日本及び外国の(ア)政府機関(立法・行政・司法の各部を含む)又は地方公共団体(以下「政府」)の役職員、(イ)国際公共機関の役職員、(ウ)政党又はその役職員、(エ)国又は地方公共団体の議会の議員(候補者を含む)、(オ)公職候補者、(カ)政府が実質的に支配する法人(国営会社、国立大学を含む)の役職員、(キ)公共目的のため特別な法令により設立された組織の役職員、(ク)政府又は公的機関から権限の委任を受けてその事務を行う者、及び、(ケ)みなし公務員をいう。
- (3)「取引先」とは、大王グループ会社の事業に業として関わる事業者又はその候補者(他の大王グループ会社を除く)をいい、顧客、代理店、サプライヤー、コンサルタント、エージェントその他の名称の如何を問わない。
- (4)「賄賂」とは、日本国内か国外かに関わらず、公務員等の職務に関し、事業獲得・維持や業務上又は個人の不当な利益を得ること、又は当該職務に不当な影響を与えることを目的として提供される、金銭、贈答・接待、旅費、寄付、政治献金、雇用、違法なりべート等の価値や利益をいい、有形無形を問わない。なお、明文化された適用法令で明示的に合法とされているものを除く。
- (5)「ファシリテーション・ペイメント」とは、公務員等が実施する業務や行政措置を円滑・迅速に行うために公務員等が求める少額の支払いをいう。

第2章 禁止事項等

第4条(贈賄の禁止)

1. 大王グループ役職員は、自己の業務に関して適用される贈賄防止関連法令、大王グループ贈賄防止方針及び本規程を遵守し、高い倫理観をもって健全な商習慣に沿って行動しなければならない。
2. 大王グループ役職員は、直接的又は間接的(取引先その他の第三者を経由して)かを問わず、また、費用負担の主体に関わらず、公務員等に対して、賄賂の供与・申し出・約束・手配、若しくはこれらを助長する行為、又はこれと誤解されるような行為(以下、「贈賄行為」という)をしてはならない。

第5条(ファシリテーション・ペイメントの禁止)

大王グループ役職員は、ファシリテーション・ペイメントを行ってはならない。

第6条(交際費等の事前承認手続き)

1. 大王グループ役職員は、以下の承認事由のいずれかに該当する場合を除いて、公務員等に対する交際費その他の経費の負担又はその他の利益供与(以下「交際費負担等」という)を行ってはならない。以下の承認事由のいずれかに該当する場合、交際費負担等を行おうとする大王グループ役職員は、所属する会社の内部規程に基づき、事前に交際費負担等に関する所定の承認権限者の承認を取得しなければならない。

(承認事由)

(1)	明文化された適用法令に則り、交際費負担等が合法とされている場合
(2)	ア. 大王グループ会社の各種製品又はサービスの販売促進・デモンストレーション若しくは説明の実施のために直接発生する合理的かつ相応な費用・便益の負担(例:工場見学に付随する食事の提供)、又は、 イ. 大王グループが政府機関又は地方公共団体と締結した契約の履行のために必要となる合理的な費用・便益の負担(例:市との協定書に基づく協議会の開催場所等の提供)
(3)	社交儀礼、親善、敬意や感謝の表明を目的となされる、当該地域の社会慣習に則った場合

2. 大王グループ役職員は、前項に基づく承認権者の承認を取得した交際費負担等の実施に先立ち、別紙1に定める事前承認部門に対して、以下の(1)乃至(4)を含む項目を記載した所定の書式による申請書を提出のうえ、当該交際費負担等が、前項の承認事由のいずれかに該当すること、及び目的・金額・回数等の事情に照らして公務員等の職務に不当な影響を与えるおそれが合理的にないと判断されることについて、

当該事前承認部門の承認を得なければならない。また、大王グループ役職員は、交際費負担等の実施後速やかに、その実績について当該事前承認部門に報告しなければならない。

(申請書記載事項)

- (1) 交際費負担等を行う目的
- (2) 交際費負担等の受益予定者である公務員等の氏名・役職・所属組織
- (3) 交際費負担等の予定金額・実行予定日・実施場所
- (4) 大王グループ側の参加者

第7条(政党・慈善団体等への寄付)

1. 大王グループ役職員は、以下(1)又は(2)の目的のために、直接・間接を問わず、政党、政党の役職員、公職候補者、その他の公務員等と関係の深い研究機関やシンクタンク、慈善団体、圧力団体やロビー団体のメンバー(以下、「政党等」という)に対し、支払い、貸付、寄付、贈答、その他利益供与等(以下、「寄付等」という)を行ってはならない。

(1) 政党等、その他民間人や公務員等による、不適切な職権の行使や活動の実施(そのようにみなされる恐れのある行為を含む)を誘因し、又はこれを報奨すること。

(2) 大王グループ各社の事業またはその他の利益を獲得・維持する意図で、政党等や他の公務員等に対し、その職務行為に影響を与えること

2. 大王グループ役職員は、前項の(1)又は(2)の目的に該当しない政党等への寄付等を行う場合は、所属する会社の内部規程に基づき、事前に所定の承認権限者の承認を得なければならない。この場合、大王グループ役職員は、所定の書式に以下の(1)乃至(3)を含む項目を記載し申請するものとする。

(申請書記載事項)

- (1) 寄附等の目的・用途
- (2) 寄附等の受領者(寄附等先の役員や親族が自社の取引に係る公務員等の関係者でないことの確認を含む)
- (3) 寄附等の金額・実行予定日

3. 前項における所定の承認権限者の承認取得に先立ち、大王グループ役職員は、当該寄附等が目的・金額・回数等の事情に照らして第1項(1)又は(2)に定める目的に該当するおそれが合理的にないと判断されることについて、別紙1のうち申請金額「US \$ 100 未満の場合」の欄に定める事前承認部門の承認を得なければならない。

第8条(緊急避難)

1. 万一、大王グループ役職員が公務員等から贈賄行為、ファシリテーション・ペイメント、又は寄付等(以下「贈賄等」という)を強要され、大王グループ役職員又はその家族の生命または身体へ重大な損害が発生するおそれがあり、やむを得ずこれらに依

じること以外に解決方法がない場合、第4条、第5条、第6条又は第7条の定めは適用されないものとする。但し、大王グループ役職員は、本条に基づき供与又は支払いを行った場合は、事後速やかに上司、及び別紙1の事前承認部門にその旨を報告しなければならない。

2. 前項の報告を受けた別紙1の事前承認部門は、関係組織と連携のうえ、現地の警察・大使館等の適切な機関に適時に相談し、相談結果を適切に記録するとともに、自社の代表者、及び大王製紙株式会社 リスク・コンプライアンス担当取締役(以下「リスク・コンプライアンス担当役員」という)に対し、その相談結果と対応案を報告し、贈賄として摘発されるリスクの軽減に努めなければならない。

第3章 取引先の贈賄リスク審査・対応等

第9条(取引先の起用・更新時の贈賄リスク審査・対応)

1. 大王グループ会社の取引担当部署は、取引先候補との間で、以下の各号に該当する取引(以下「対象取引」という)を新規に開始しようとする場合、事前に当該取引先候補につき、別紙2の「贈賄リスク・チェックリスト」記載の各項目に関する調査(以下「贈賄リスクチェック」という)を実施のうえ、取引先の適格性につき、所定の承認権限者による事前の承認を取得しなければならない。

(1) 下記ア.からカ.までのいずれかに定める事項に関する業務の委託その他の取引(コンサルティング、業務代行を含むが、これらに限られない。なお、リスク・コンプライアンス担当役員が別途指定する取引先を除く。)

ア. 公務員等からの許認可の申請・取得

イ. 政府の補助金等の申請・交付

ウ. 当局による立入検査・監査・調査

エ. 当局による不利益処分への対応

オ. 当局の行政指導への対応

カ. その他、公務員等の公務に直接関わる業務の委託その他の取引

(2) 前号に定める取引のほか、リスク・コンプライアンス担当役員が、公務員等の職務に不当な影響を与えるおそれがあると判断し、別途指定する取引

尚、リスク・コンプライアンス担当役員は、必要に応じて「贈賄リスク・チェックリスト」の内容を変更できるものとし、かかる変更の都度、大王グループ役職員に対して周知を行うものとする。

2. 前項に従い、取引担当部署が承認権限者の承認を得て取引先候補と新規に対象取引を開始することを決定した場合、大王製紙株式会社 コーポレート部門人事総務本部法務部が別途指定する内容の反贈賄条項及び運用基準に則り、反贈賄条項を含む契約を、事前に当該取引先候補との間で締結しなければならない。
3. 本条第1項及び第2項の規定に基づく贈賄リスクチェック及び反贈賄契約条項を含む契約締結(但し、自動更新条項等により更新後も有効に継続している場合を除く)に関する規定は、新規の対象取引が本条第1項に基づく必要な社内承認を得た後、2年

が経過し継続する場合に準用するものとし、その後も対象取引が継続する限り、2年毎に同様とする。

尚、本規程発効日時点で、既存取引先との間で継続している対象取引がある場合は、移行措置として本規程発効日後6ヵ月以内に、既存取引先に対し本条第1項及び第2項の規定に基づく贈賄リスクチェック及び反贈賄契約条項を含む契約締結の措置を講じるものとし、その後も対象取引が継続する限り、2年毎に同様とする。

第10条(取引先の贈賄警戒アラート判明時の対応)

1. 前条に基づく取引先候補又は既存取引先に対する贈賄リスクチェックの結果、「贈賄リスク・チェックリスト」の贈賄警戒アラートに該当する事由が判明した場合、大王製紙株式会社の取引担当部署においては、承認権限者の承認に先立ち、コーポレート部門総務人事本部総務部(以下、「主管部署」という)に対して、速やかにその旨を通知のうえ、追加調査の要否、新規取引又は継続取引の開始の是非等について協議を行う。

また、子会社の取引担当部署においては、自社の総務部門に対して、速やかに贈賄警戒アラートに該当する事由が判明した旨を通知のうえ、追加調査の要否、新規取引又は継続取引の開始の是非等について協議を行うものとし、協議が解決しない場合は、当該子会社の総務部門は、主管部署にその旨を通知のうえ助言を求めるものとする。なお、かかる主管部署の助言を踏まえても、当該子会社の取引担当部署と総務部門間で協議が解決しない場合は、主管部署は、リスク・コンプライアンス担当役員の判断を仰ぐものとし、子会社は、その指示に従うものとする。

2. 取引担当部署が前条第1項又は第3項に基づき社内承認を得て、新規又は既存取引先との対象取引を開始し又は継続した後といえども、当該新規又は既存取引先につき、「贈賄リスク・チェックリスト」の贈賄警戒アラートに該当する事実が新たに判明した場合は、所定の承認権限者及び自社の総務部門に速やかにその旨を通知のうえ、その後の対応について協議を行うものとする。

第11条(企業結合・資本取引時の贈賄リスク対応)

1. 大王グループ会社の取引担当部署は、取引先との間で合併その他の企業結合、合併会社の設立又は取引先から事業・株式その他の資産の譲渡を受けようとする場合(以下、「M&A 関連取引」という)、合併先、買収先その他の対象会社・組織について、適用される贈賄防止関連法令の遵守の確認のため、第9条第1項に準じて贈賄リスクチェック、又はこれと同等もしくはより厳格な法務デューデリジェンスを実施のうえ、所定の承認権限者の承認を得るものとする。また、取引担当部署は、当該 M&A 関連取引を実施する場合には、第9条第2項に準じて、対象取引に係る契約に反贈賄条項を含めなければならない。
2. 第10条第1項及び第2項の各規定は、前項に基づく贈賄リスクチェック又は法務デューデリジェンスを実施した結果、M&A 関連取引に、別紙2の贈賄警戒アラートに該当

する事実が判明した場合に準用されるものとする。

第12条(共同事業時の贈賄リスク対応)

1. 大王グループ会社の取引担当部署は、取引先と共同で、対象取引の実施を伴う商品又はサービスの開発業務、業務提携その他共同で事業を実施しようとする場合(以下、「共同事業関連取引」という)、当該取引先について、適用される贈賄防止関連法令の遵守の確認のため、第9条第1項に準じて贈賄リスクチェック、又はこれと同等もしくはより厳格な法務デューデリジェンスを実施のうえ、所定の承認権限者の承認を得るものとする。また、当該共同事業を実施する場合には、第9条第2項に準じて、当該共同事業に係る契約に反贈賄条項を含めなければならない。
2. 第10条第1項及び第2項の各規定は、前項に基づく贈賄リスクチェック又は法務デューデリジェンスを実施した結果、共同事業関連取引に、別紙2の贈賄警戒アラートに該当する事実が判明した場合に準用されるものとする。

第13条(不正会計・記録の禁止)

大王グループ役職員は、公務員等と直接又は間接的な接触を伴う事項の会計処理を行うに際し、公正な会計ルールに基づいて行うものとし、実態に反する処理又は記録を行ってはならない。

第14条(関連書類の保存)

大王グループ会社は、第6条から第8条までの各規定及び、第9条から第12条までの各規定に基づく社内承認に関する記録(対象契約、支払い処理の記録・証憑を含む)、並びに第13条に基づく会計処理の記録を、作成時より10年間、自社の責任において保管しなければならない。

第4章 本規程違反行為等への対応

第15条(報告・通報)

1. 大王グループ役職員は、本規程違反の事実を見聞きもしくは本規程違反となる業務指示を受けた場合、またはこれらの疑念を抱いた場合、速やかにその旨を上司、主管部署または「大王グループ企業倫理ホットライン」に報告・通報しなければならない。
2. 前項の上司、主管部署または「大王グループ企業倫理ホットライン」へ報告・通報を行った者に対する報復、いやがらせその他の不利益な取り扱い(懲戒、配置転換、雇用条件の不利益な変更を含む)は禁止するものとし、これに違反した大王グループ役職員は、適用される社内規程に従い処罰の対象となる。

第16条(違反者への懲戒処分)

1. 大王グループ役職員が本規程に違反した場合、その違反の程度および態様を勘案

し、社内規程に則り懲戒処分を行う。

2. 大王グループ役職員は、贈賄等を拒否することによって事業上の損失を発生させる等、大王グループに不利益を与えたとしても、降格や懲戒処分等、不利益な取扱いを受けることはない。

第5章 組織体制等

第17条(大王グループにおける組織体制)

1. 本規程に関する総責任者は、リスク・コンプライアンス担当役員とする。
2. 主管部署は、大王グループにおける本規程の周知及び実施の支援を主導する。

第18条(教育研修)

大王グループ会社は、贈賄防止関連法令、大王グループ贈賄防止方針及び本規程の遵守のため、自社の役職員に対する教育研修を定期的実施するものとする。

第19条(定期的な見直し)

主管部署は、定期的に大王グループ役職員による贈賄防止関連法令、大王グループ贈賄防止方針及び本規程の遵守状況について確認を行い、その結果をリスク・コンプライアンス担当取締役へ報告する。リスク・コンプライアンス担当取締役は、かかる報告結果を踏まえ、主管部署の補佐の下、必要に応じて、大王グループ贈賄防止方針、本規程の内容及び大王グループの贈賄防止体制の妥当性及び有効性を評価し、改善に向けた継続的な見直しを行なうものとする。

第20条(本規程の改定)

本規程の改定には、リスク・コンプライアンス担当役員の決裁を要する。

第21条(施行期日)

本規程は、2024年1月4日より施行する。

制定:2023年12月14日

公務員等に対する交際費負担等に関する事前承認部門

申請金額(※)	申請部署	事前承認者
US\$100 未満の場合	大王製紙(株)	総務部長
	日本国内の 大王製紙(株)の子会社	自社の総務部門長
	日本国外の 大王製紙(株)の子会社	自社の総務部門長
US\$100 以上の場合	大王製紙(株)	総務部長
	日本国内の 大王製紙(株)の子会社	大王製紙(株)の総務部長 (尚、大王製紙(株)の管轄部署 及び関連事業部の部長を写し に入れること)
	日本国外の 大王製紙(株)の子会社	大王製紙(株)の総務部長 (尚、大王製紙(株)の管轄部署 及び関連事業部の部長を写し に入れること)

※ 対象となる公務員等一人あたりの金額をいう。他通貨の場合、直近の為替レートでの当該米ドル相当額とする。

贈賄リスク・チェックリスト

大王グループ会社に属する部署が、取引先と以下の(1)又は(2)の種類のいずれかに該当する取引を実施しようとする場合は、本チェックリストを用いて、取引先の贈賄防止関連法令違反リスクに結びつきうる事由(「贈賄警戒アラート」)の有無を確認のうえ、確認結果を自社の総務部門に提出してください。

<対象取引類型>

- (1)下記各号のいずれかに定める事項に関する業務の委託その他の取引(コンサルティング、業務代行を含むが、これらに限られない)
- ア. 公務員等からの許認可の申請・取得
 - イ. 政府の補助金等の申請・交付
 - ウ. 当局による立入検査・監査・調査
 - エ. 当局による不利益処分への対応
 - オ. 当局の行政指導への対応
 - カ. その他、公務員等の公務に直接関わる業務の委託その他の取引
- (2)大王製紙株式会社 リスク・コンプライアンス担当役員が、公務員等の職務に不当な影響を与えるおそれがあると判断し、別途指定する取引

<留意事項>

- 取引先が、対象取引類型に該当しない(例えば、以下(1)から(4)のいずれかに該当する)場合は本リストの提出は不要です。

- (1)大王グループ会社から、直接商品を購入し、公的機関に販売する代理店の場合
(例:「大王グループ会社→代理店→国立病院」の商流の場合、代理店に対するチェックは不要)
- (2)大王グループ会社から、直接業務を受託し又は商品を購入する公的機関の場合
(例:「大王グループ会社→公的検査機関」の商流の場合、公的検査機関に対するチェックは不要)
- (3)公務員等と明らかに接触機会がない取引先の場合
- (4)法律事務所(弁護士)、その他大王製紙(株) リスク・コンプライアンス担当役員が別途認める職業専門家

1. 取引概要

※新規取引先の場合は、予定を記入

取引先名	
取引先住所	
取引先の役割	
取引内容	
取引実施国	
取引先を含む商流、 公務員等との関係	
契約締結(予定)日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日予定 or 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日締結済 ※締結済みの場合は契約書を提出してください。

2. 取引先贈賄リスク・チェックリスト

(1) 回答方法

以下の(2)におけるア.~オ.の各項目に記載した事由(「贈賄警戒アラート」)は、取引先の贈賄防止法違反リスクの判定材料となりうる、一般的な警戒事由です。各項目について確認のうえ、該当する事由がある場合には、チェックを記入してください。

■チェックを行う際の調査方法

(ア)取引担当部署が通常の取引先の信用調査や取引先や同事業者等とのビジネス上の会話で知り得た範囲で回答してください。

※自社の総務部門が別途指示する場合や、大王製紙(株) リスク・コンプライアンス担当役員から別途指示がある場合は、取引先に対する照会や外部業者によるバックグラウンド調査等を実施していただくことがあります。

(イ)以下の(2)イ.「贈収賄行為への関与」の過去の贈収賄事案に関しては、Google、Microsoft Bing、Yahoo!等の著名なインターネット検索サイトで、合理的に可能な範囲で調査(※)したうえで判断してください。

※日本国内の取引先の場合、「取引先名」と「贈賄」という用語を入力したうえで検索し、ヒットした上位30件を調査する。

(2) 贈賄警戒アラート・チェック項目

ア. 取引先と公務員の関係

- 取引先の理事、役員及び職員が、業務とは関係なく、公務員等と個人的に接触する可能性がある。
- 取引先の理事、役員及び職員のうち、公務員等、公務員の親族又は公務員とこれに準ずる関係にある者がいる。
- 取引先の理事、役員及び職員のうち、公務員等と関係のある元公務員高官がいる。
- 取引先が公務員等又は公務員等に支配されている会社と取引をしている。
- 取引先が公務員等から商取引の紹介、又は指定を受けている。
- その他、取引先が公務員等との特別憂慮すべき関係を有している。

チェックが入った場合、具体的に：

イ. 贈収賄行為への関与

- 取引先について過去 10 年以内に贈収賄の疑いや噂に関してメディアで報道されている。
- 取引先について過去 10 年以内に贈収賄に関わる不祥事や社会的妥当性を超えた贈答接待があった。
- 取引先について、不正行為もしくは非倫理的な行動を起こすという評判がある。
- 過去 10 年以内に、取引先が指名した代理店・委託先・下請け等の事業者について、上記各号のいずれかに該当するものがある。
- その他、現地法を含む適用される贈収賄防止関連法令への違反の兆候がある/あった。

※当該取引先の親会社が上記のいずれかに該当する場合は、当該取引先そのものに贈賄警戒アラートがあるものとして取り扱います。

チェックが入った場合、具体的に：

ウ.ペーパーカンパニー(Shell Company)

- 事務所を有していないなど、取引先の存在・実態に疑義を生じさせる事由がある。
- 取引先、契約上の義務を履行するために必要な専門的知識のある社員(契約社員、派遣社員、パート、アルバイトを含む)を有していない。
- 国内/地域の業界内で当該取引先の存在が知られていない。

チェックが入った場合、具体的に:

エ. 請求行為・対価支払い上の異常

- 具体的な説明なしに、著しく高額な対価・手数料を請求する。
- 支払いに際し、現金や持参人払いの小切手を直接手渡すよう、要求する。
- 対価の支払とみなされないような支払い(例:取引と無関係な支払い、業務に必要なでない費目での前払い)を要求する。
- 予期せぬ疑わしい追加資金の要請を当社にする。
- 実際の取引価格と異なる金額の請求書発行を当社に要求する。(取引継続時)
- 第三国又は第三者、もしくはペーパーカンパニーの口座へ金銭を支払うよう請求する。
- 領収書を発行しない、虚偽のインボイスを発行する。(取引継続時)
- 「業務を受注するため」や「必要な調整を行うために」、金銭等が必要だとの疑わしい説明をする。

チェックが入った場合、具体的に:

オ. その他

- 取引先が匿名性を要求する、又は取引関係を不必要に秘匿するように要求する。
- 合理的な理由なく、他の仲介等の事業者、政府関係者その他の第三者を通すことを要求してくる。
- 大王グループ会社から本チェックリストの項目に関わる情報の開示を要請した場

- 合、合理的な理由なく拒否することがある/あった。
- 反贈賄条項を含む契約の締結を拒否している。

チェックが入った場合、具体的に：

-
- 上記アからオの各贈賄警戒アラートのいずれにも該当するものではありません。

株式会社エリエールリゾートゴルフクラブ

「大王グループ贈賄防止規程」の採択日:2024年3月19日

「大王グループ贈賄防止規程」の施行日:2024年4月1日